

平成 24 年（2012 年）4 月 13 日

居宅介護・同行援護・行動援護事業者 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

自立支援担当課長 高橋 みゆき

障害福祉サービスに係る利用者負担上限額管理について（通知）

本年 4 月の法改正により、障害者自立支援法に基づく児童デイサービス（障害福祉サービス）は、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービス（障害児通所支援）に移行しました。

これに伴い、障害福祉サービスにおける利用者負担上限額管理（以下「上限額管理」という。）の対象から、児童デイサービスが除かれることとなったため、これまで児童デイサービス事業者が上限額管理を行っていた児童については、新たに利用者負担上限額管理者（以下「上限額管理者」という。）を設定する必要があります。

つきましては、上限額管理に係る取扱いを下記のとおりとしますので通知します。貴事業所職員にご周知いただくとともに、利用者への説明や手続き面でのサポートなど、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 制度改正により新たに届出が必要となる対象者

貴事業者において利用契約を締結している者のうち、児童デイサービス事業者が障害福祉サービスに係る上限額管理者として設定されている者

2 具体的な手続きの流れ

(1) 上記 1 に該当する者で、複数事業者と利用契約を結びサービスを利用している場合には、新たに上限額管理者を設定する必要があります。

ただし、複数事業者を利用している場合であっても、一月あたりの利用者負担額が負担上限月額を超過することが見込まれない場合には、上限額管理者の設定は必要ありません。

- (2) 上限額管理者の設定が必要となる場合には、その旨利用者にご説明いただき、上限額管理者が決まったときは、別添「利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書」に必要事項を記載し、4月25日までに区保健福祉課にご提出ください。
- (3) なお、上限額管理者となる順序については、原則、次のとおりとなります。
 - ① 対象者に同一事業所番号で複数の訪問系サービスを提供する指定事業所
 - ② 指定居宅介護事業所
 - ③ 指定同行援護事業所
 - ④ 指定行動援護事業所

3 上限額管理事務の変更点

児童デイサービスが上限額管理の対象から除かれることを除き、事務手続きの取扱いに変更はありません。

4 その他留意事項

- (1) 障害福祉サービス受給者証に、上限額管理者として児童デイサービス事業者が記載されている場合には、区保健福祉課で記載を削除することとなります。
- (2) 児童デイサービスの事業者番号は、平成24年4月以降、使用することができません（多機能型事業者を除く）。

平成24年4月以降のサービス提供実績について、国民健康保険団体連合会に請求する際、上限額管理者や上限額管理結果票の中に当該番号が設定されている場合にはエラーとなりますのでご注意ください。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
障がい福祉課給付管理係 担当：一條
TEL 011-211-2938 FAX 011-218-5181
E-mail sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp